

# 第3章 会内会派としての法友会の存在意義と組織強化のあり方

## 第1 会内会派としての法友会

### 1 法友会、会内会派の概要

本書の発行主体である法友会について、便宜、本稿においてまずその概要をご紹介したい。

法友会は、東京弁護士会の会員弁護士により構成される団体である。

会員相互の親睦及び識見の向上、ならびに弁護士会の民主的運営と機能の充実を図り、もって弁護士の使命達成に寄与することを目的とする（会則第3条）。

法友会の会員は、「司法の民主化と法曹一元化の完成を期し、平和日本の建設に邁進する。」「新憲法の精神に則り、裁判の公正に協力し、あまねく基本的人権を擁護する。」「会員相互の親睦を図り、相携えて生活協同体の実現を期する。」などとうたう「法友会綱領」にある価値観を普遍のものとして共有する。

また、法友会の会員中、司法修習終了後15年未満の会員は、いわば単位会横断的な組織としての「法友全期会」を構成する。法友全期会は、新進弁護士の観点から各種調査研究を行うなど、法友会、さらには弁護士会の運営に寄与することを目的としている（法友全期会会則第3条）。

東京弁護士会内には、法友会のほかにも、多数会員によって構成される法曹親和会、期成会、水曜会といった団体があり、これらの会派（会内団体）がそれぞれに独自の活動に取り組んでいる。

法友会は、所属会員数3,000名に迫る東京弁護士会内の最大会派である。

### 2 法友会の組織構成

法友会は、通常年4回開催される総会をもって最高意思決定機関としており、幹事長、事務総長らにより構成される執行部がその実務的な会の運営、すなわち会務（弁護士会の会務と区別される会派運営である。）にあたっている。

また、法友会内には、所掌の任務を有する5つの常設委員会と、現在3つ設置されている特別委員会があり、それぞれが各委員らにより旺盛な活動を展開している。本要綱の編集は、上記常設委員会の中の政策委員会の所掌である。

。